

国立大学法人和歌山大学と株式会社ふみこ農園との包括連携協定書

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

国立大学法人和歌山大学（以下「甲」という。）と株式会社ふみこ農園（以下「乙」という。）とは、相互に連携することによる紀伊半島圏域の経済・産業の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

令和7年2月10日

甲 和歌山県和歌山市栄谷930番地
国立大学法人和歌山大学
学 長

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互連携と協働を行うことにより、社会価値創造と地域産業・経済の活性化を推進していくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）甲又は乙による連携活動の推進において、相手方に協力を要請した活動
- （2）その他、甲及び乙が必要と認めた活動

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に関する取組を効果的に促進するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申し出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方より開示された情報であって、秘密である旨の表示がなされた上で開示された情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本 山 真

乙 和歌山県有田郡有田川町野田594-1
株式会社ふみこ農園
代表取締役

成 戸 文 子